（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十二条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十条第二項第三号、第二十条の三第二項第三号及び第二十一条の三第二項第三号の規定による文書による報告	第十条第二項第三号（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
第十条第三項第二号、第二十条の三第三項第二号及び第二十一条の三第三項第二号の規定による文書による報告	第十条第三項第二号（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
第十条第四項、第二十条の三第四項及び第二十一条の三第四項の規定による文書による指示	第十条第四項（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による指示
第十一条第一項第四号（第二十条の五及び第二十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第十一条第一項第四号（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
第十一条第一項第五号（第二十条の五及び第二十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による文書による指示及び報告	第十一条第一項第五号（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による指示及び報告
第十一条第一項第六号（第二十条の五及び第二十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による文書による提供	第十一条第一項第六号（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による提供
第十一条第二項第五号（第二十条の五及び第二十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第十一条第二項第五号（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
第十二条第二号（第二十条の五及び第二十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第十二条第二号（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
第十三条第一項第二号及び第二項（これらの規定を第二十条の五及び第二十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第十三条第一項第二号及び第二項（これらの規定を第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
第十四条第二項第二号（第二十条の五及び第二十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第十四条第二項第二号（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
第十六条第一号（第十九条及び第二十一条の四において準用する場合を含む。）及び第二十条の四第一号の規定による文書の配布	第十六条第一号（第十九条から第二十一条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の配布
（略）	（略）
（略）	（略）
（病態等の基準）	（病態等の基準）
第七条　（略）	**第七条**　（略）
２　（略）	２　（略）